鳥取県公報

令和８年４月７日（火）
第９７７９号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇　告　　示　　手数料の徴収事務の委託（188）（住宅政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
大規模小売店舗に関する変更事項の届出（２件）（189・190）（企業支援課）・・・・・2
漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出（191）（水産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
国土調査の成果の認証（192）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
鳥取県資源管理方針の変更（193）（漁業調整課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
森林病害虫の駆除命令（194）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
指定障害福祉サービス事業者の指定（195）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・7
森林病害虫の駆除命令（196）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・・8
土地改良事業計画の認可（４件）（197～200）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・8
指定障害児通所支援事業者の指定（201）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・9
指定障害福祉サービス事業者の指定（202）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（203）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・10
指定居宅サービス事業の指定（204）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
◇　公　　告　　都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・10
少年指導委員の委嘱（警察本部少年・人身安全対策課）・・・・・・・・・・・・・・・・10
◇　調達公告　　一般競争入札の実施（２件）（教育委員会事務局教育センター）・・・・・・・・・・・・11
◇　正　　誤　　令和８年２月３日付鳥取県公報第9761号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
令和８年３月13日付鳥取県公報第9772号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

告　　示

鳥取県告示第188号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の２第１項の規定に基づき、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の２第１項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付申請に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、法第243条の２第２項の規定により告示する。

令和８年４月７日

鳥取県知事　平　井　伸　治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名　称	事務所の所在地	指定年月日		
公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会	鳥取市川端二丁目125	令和６年４月１日	令和８年４月１日	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部	鳥取市富安一丁目113	〃	〃	〃

鳥取県告示第189号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第５条第１項第２号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第６条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和８年４月７日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール鳥取北イーストコート　鳥取市晩稲348ほか

２　大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社　代表取締役　古澤　康之　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５－１

３　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

６の書類に記載のとおり

４　変更年月日

令和６年４月１日ほか

５　届出年月日

令和８年３月24日

６　縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

７　縦覧に供する期間

令和８年４月７日から４月間

８　縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

９　意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、７の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第190号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第５条第１項第２号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第６条第３項において準用する同法第５条第３

項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和８年４月７日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター　米子市末広町311

２　大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

米子市　米子市長　伊木　隆司　米子市加茂町一丁目１

３　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

６の書類に記載のとおり

４　変更年月日

令和６年10月19日ほか

５　届出年月日

令和８年３月24日

６　縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

７　縦覧に供する期間

令和８年４月７日から４月間

８　縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課において縦覧に供する。

９　意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、７の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第191号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第５条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月７日

鳥取県知事　平　井　伸　治

届出事項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第１項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場所	期間
米子市大崎1707－２ 武良　賢治 米子市彦名町2957 高瀬　敏	米子加入区	米子市漁業協同組合	米子市葭津1866－１ 米子市漁業協同組合	令和８年４月７日から同月21日まで

鳥取県告示第192号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年４月７日

鳥取県知事　平　井　伸　治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡琴浦町	令和５年度から令和６年度まで	琴浦町（大字佐崎・大字太一垣及び大字西宮の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字佐崎・大字太一垣及び大字西宮の各一部	令和８年３月30日
日野郡日野町	〃	日野町（上菅の一部）の地籍図及び地籍簿（20233140202）	日野町上菅の一部（20233140202）	〃
〃	〃	日野町（中菅の一部）の地籍図及び地籍簿（20233140203）	日野町中菅の一部（20233140203）	〃
〃	〃	日野町（舟場の一部）の地籍図及び地籍簿（20233140204）	日野町舟場の一部（20233140204）	〃
〃	〃	日野町（三土の一部）の地籍図及び地籍簿（20233140205）	日野町三土の一部（20233140205）	〃

鳥取県告示第193号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第９項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第６項の規定により公表する。

令和８年４月７日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　変更の内容

変　更　後	変　更　前
第１～第５　略 第６　その他資源管理に関する重要事項 １　漁獲量等の情報の収集 （１）　略 （２）　漁獲量等の情報は、法第26条第１項若しくは第２項又は第30条第１項若しくは第２項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第１項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第１項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。 （３）　略	第１～第５　略 第６　その他資源管理に関する重要事項 １　漁獲量等の情報の収集 （１）　略 （２）　漁獲量等の情報は、法第26条第１項又は第30条第１項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第１項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第１項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。 （３）　略

２・３　略
第７・第８　略

（別紙１－１）　略

（別紙１－２）
第１　略
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
１　鳥取県くろまぐろ漁業
（１）　略
（２）　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。

２　鳥取県その他漁業
（１）　略
（２）　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。

第３～第５　略

（別紙１－３）　略

（別紙１－４）
第１　略
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の

２・３　略
第７・第８　略

（別紙１－１）　略

（別紙１－２）
第１　略
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
１　鳥取県くろまぐろ漁業
（１）　略
（２）　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。）にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。））とする。
２　鳥取県その他漁業
（１）　略
（２）　漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。）にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。））とする。

第３～第５　略

（別紙１－３）　略

（別紙１－４）
第１　略
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の

管理の手法等 鳥取県するめいか漁業 （１）　当該知事管理区分を構成する事項 ア　略 イ　対象とする漁業 鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業 ウ　略 （２）　漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。	管理の手法等 鳥取県するめいか漁業 （１）　当該知事管理区分を構成する事項 ア　略 イ　対象とする漁業等 一本釣り漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が５トン未満の船を用いて釣りにより採捕する漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業、小型定置網漁業、するめいかを採捕するその他漁業（一本釣り漁業、定置漁業及び小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕するものをいう。）及び知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究又は調査のための採捕 ウ　略 （２）　漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。）にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げをした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。））とする。
第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する。	第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量とする。ただし、都道府県間等との融通や国の留保枠からの配分により本県の漁獲可能量が変更となった場合にあっては、当該融通又は配分された全量を鳥取県するめいか漁業から加除する。
第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）にあっては、１隻当たりの自動いかつり機の搭載数８台（ドラム数16個）とする。	第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）にあっては、１隻当たりの自動いかつり機の搭載数８台（ドラム数16個）とする。

	ただし、知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究又は調査のための採捕は、この限りではない。 第５　その他資源管理に関する重要事項 知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の８割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。
（別紙１－５～別紙２－20）　略	（別紙１－５～別紙２－20）　略

２　変更年月日

令和８年４月１日

鳥取県告示第194号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第５条第１項の規定に基づき、同法第３条第１項第４号に掲げる命令をするので、同法第５条第４項において準用する同法第３条第５項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月７日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長　小　林　宏　志

１　区域及び期間

（１）　区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

（２）　期間

令和８年５月18日から同年７月10日まで

２　森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第２条第１項第１号に規定する松くい虫

３　行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

４　命令をしようとする理由

１の(１)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、３の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、１の(１)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

５　その他必要な事項

（１）　３の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

（２）　３の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び東部農林事務所八頭事務所並びに鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第195号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和８年４月７日

鳥取県中部総合事務所長　木　本　美　喜

名　称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人慶光会	岡山県真庭市蒜山上福田1201－８	グループハウスくらよし	倉吉市駄経寺町227－６	共同生活援助	令和８年４月１日
〃	〃	ワークスうつぶき	〃	就労継続支援Ｂ型	〃

鳥取県告示第196号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第５条第１項の規定に基づき、同法第３条第１項第４号に掲げる命令をするので、同法第５条第４項において準用する同法第３条第５項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月７日

鳥取県中部総合事務所長　木　　本　　美　　喜

１　区域及び期間

（１）　区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

（２）　期間

令和８年５月25日から同年７月13日まで

２　森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第２条第１項第１号に規定する松くい虫

３　行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

４　命令をしようとする理由

１の(１)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、３の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、１の(１)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

５　その他必要な事項

（１）　３の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

（２）　３の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定に基づき、国光土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和８年３月30日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和８年４月７日

鳥取県中部総合事務所長　木　　本　　美　　喜

鳥取県告示第198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定に基づき、大原土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和８年３月30日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和８年４月７日

鳥取県中部総合事務所長　木　　本　　美　　喜

鳥取県告示第199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定に基づき、大倉土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和８年３月30日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和８年４月７日

鳥取県中部総合事務所長　木　　本　　美　　喜

鳥取県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定に基づき、灘手土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和８年３月30日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和８年４月７日

鳥取県中部総合事務所長　木　　本　　美　　喜

鳥取県告示第201号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の５の25の規定により次のとおり告示する。

令和８年４月７日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
ティーアンドディー有限会社	米子市祇園町２－242－82	孫の手ぐろーす	米子市両三柳825	放課後等デイサービス	令和８年４月１日

鳥取県告示第202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和８年４月７日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

名　称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ティーアンドディー有限会社	米子市祇園町２－242－82	ふれあい広場ルポ	米子市石井693－２	生活介護	令和８年４月１日
社会福祉法人ぱれっと	米子市安倍492－２	みんなの処	米子市西倉吉町88－２	生活介護	〃
社会福祉法人あしーど	米子市道笑町二丁目126	ヘルプサービスぽけっと	米子市東福原五丁目６－25	重度訪問介護	〃
ラシクスル	米子市両三柳	ラシクスル	米子市三本松三丁目２	就労継続支	〃

株式会社	255－８		－19	援Ａ型	

鳥取県告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和８年４月７日

鳥取県西部総合事務所長　荒　田　すみ子

名　称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83－３	ヘルパーステーションまちくら	米子市西倉吉町83－３	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	令和８年３月31日
〃	〃	障害者生活支援センターまちくら	〃	地域移行支援、地域定着支援	〃
〃	〃	みんなの処	米子市西倉吉町88－２	生活介護	〃

鳥取県告示第204号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和８年４月７日

鳥取県西部総合事務所長　荒　田　すみ子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人ぱれっと	ヘルパーステーション　カルミア	米子市安倍492－２	令和８年４月１日	訪問介護

公　　告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、日吉津村から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年４月７日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園　４・４・１号海浜運動公園

２　縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第１項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

令和８年４月７日

鳥取県公安委員会委員長　久　　本　　雅　　義

１　少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏　　名	住　　所	活　　動　　区　　域
山　根　　功	鳥取市今町一丁目	鳥取駅周辺地区 （鳥取市のうち東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域）
高　住　洋　一	鳥取市瓦町	
山　上　敬　善	倉吉市上井	上井地区 （倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域）
米　田　康　行	倉吉市上井	
池　信　由美子	米子市茶町	米子駅前地区 （米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域）
關　　透	米子市皆生五丁目	皆生地区 （米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域）
木　村　一　也	境港市小篠津町	境港市街地区 （境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域）
寺　本　　勤	境港市外江町	

２　少年指導委員の任期

令和８年４月１日から令和10年３月31日まで

調　　達　　公　　告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の６第１項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月７日

鳥取県教育センター所長　小　　谷　　智　　子

１　調達内容

（１）　業務の名称及び数量

県立学校（東部地区）校内ＬＡＮ運営支援業務　一式

（２）　業務の仕様

入札説明書による。

（３）　業務の期間

令和８年７月１日から令和11年６月30日まで

（４）　入札方法

ア　入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札者は、本件調達案件に係る１人１時間当たりの単価（１円未満の端数は認めない。）を見積

もること。なお、この単価内には、本件業務遂行に要する経費（交通費、消耗品費、諸経費等）を含むこと。

イ　本件調達案件に係る契約は単価契約とするので、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求においては、契約金額に当該月に履行した業務実績時間を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとする。

ウ　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　単独企業に関する要件

ア　政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

イ　令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年１月30日付発出第36号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和８年４月13日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより４の(２)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出後速やかに４の(２)の場所に必ず連絡すること。

ウ　本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ　本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ　本件調達に係る業務の実施に当たり、入札説明書別添県立学校（東部地区）校内ＬＡＮ運営支援業務仕様書の７の(２)に記載する派遣技術者の監督及び業務の技術的指導を行うことができる者を本件業務の技術責任者（以下「技術責任者」という。）として１名以上配置できる者であること。

なお、技術責任者は以下の要件のいずれかを満たす者であること。

（ア）　独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験の試験区分のうちＩＴパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験以外のいずれかの試験に合格している者

（イ）　ＣｏｍｐＴＩＡ（コンピューティング技術産業協会）が主催するＣｏｍｐＴＩＡ　Ａ＋の試験に合格している者

（ウ）　過去５年間に、学校（鳥取県内外、校種は問わない。）のＩＴ技術者として通算３年以上の勤務実績がある者

カ　鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ　本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

（２）　共同企業体に関する要件

ア　各構成員が、(１)のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。

イ　構成員の１以上の者が、(１)のイ及びオの要件を満たしていること。

ウ　共同企業体が、２以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ　構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ　各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ　次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア）　目的

（イ）　名称

（ウ）　構成員の名称及び所在地

（エ）　代表者の名称

（オ）　代表者の権限

（カ）　構成員の出資の割合

（キ）　構成員の責任

（ク）　取引金融機関

（ケ）　業務途中における構成員の脱退に対する措置

（コ）　業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

（サ）　解散後の契約不適合責任

（シ）　その他必要な事項

３　契約担当部局

鳥取県教育センター

４　入札手続等

（１）　入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680－0941　鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター教育ＤＸ推進課

電話　0857－28－2387

電子メール　kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

（２）　競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680－8570　鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話　0857－26－7431

（３）　入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和８年４月７日（火）から同月30日（木）までの間にインターネットの鳥取県教育センターホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年４月７日（火）から同月30日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ。

（４）　郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（５）　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年５月19日（火）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（月）午後５時までとする。

イ　場所

〒680－0941　鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター　本館２階　第１研修室

5　入札参加者に要求される事項

（1）　入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第１回」、「入札書第２回」及び「入札書第３回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。

なお、第２回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札として無効とする。

（2）　本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を４の（1）の場所に令和８年４月30日（木）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）　入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6　入札保証金及び契約保証金

（1）　入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額に9,372を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の５以上の金額を指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第１項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）　契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に9,372を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7　その他

（1）　契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）　入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）　契約書作成の要否

要

（4）　落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

（5）　手続における交渉の有無

無

（6）　その他

詳細は、入札説明書による。

８　Summary

（１）　Dispatch of experts to support information processing at prefectural school in East Region of Tottori Prefecture

（２）　2026－04－30 12:00 : Time－limit for submission of documents for qualification confirmation

（３）　2026－05－19 10:00 : Time－limit for submission of tenders

(2026－05－18 17:00 : Time－limit for submission of tenders by registered mail)

（４）　Contact point for the notice : Office of Tottori education center, ５－201 Koyamacho－Kita, Tottori－shi 680－0941 Japan

TEL : 0857－28－2387

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の６第１項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月７日

鳥取県教育センター所長　小　谷　智　子

１　調達内容

（１）　業務の名称及び数量

県立学校（西部地区）校内ＬＡＮ運営支援業務　一式

（２）　業務の仕様

入札説明書による。

（３）　業務の期間

令和８年７月１日から令和11年６月30日まで

（４）　入札方法

ア　入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札者は、本件調達案件に係る１人１時間当たりの単価（１円未満の端数は認めない。）を見積もること。なお、この単価内には、本件業務遂行に要する経費（交通費、消耗品費、諸経費等）を含むこと。

イ　本件調達案件に係る契約は単価契約とするので、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求においては、契約金額に当該月に履行した業務実績時間を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとする。

ウ　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　単独企業に関する要件

ア　政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

イ　令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年１月30日付発出第36号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への

登録に関する申請書類を令和８年４月13日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより４の(２)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出後速やかに４の(２)の場所に必ず連絡すること。

ウ　本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ　本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ　本件調達に係る業務の実施に当たり、入札説明書別添県立学校（西部地区）校内ＬＡＮ運営支援業務仕様書の７の(２)に記載する派遣技術者の監督及び業務の技術的指導を行うことができる者を本件業務の技術責任者（以下「技術責任者」という。）として１名以上配置できる者であること。

なお、技術責任者は以下の要件のいずれかを満たす者であること。

（ア）　独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験の試験区分のうちＩＴパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験以外のいずれかの試験に合格している者

（イ）　ＣｏｍｐＴＩＡ（コンピューティング技術産業協会）が主催するＣｏｍｐＴＩＡ　Ａ＋の試験に合格している者

（ウ）　過去５年間に、学校（鳥取県内外、校種は問わない。）のＩＴ技術者として通算３年以上の勤務実績がある者

カ　鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ　本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

（２）　共同企業体に関する要件

ア　各構成員が、(１)のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。

イ　構成員の１以上の者が、(１)のイ及びオの要件を満たしていること。

ウ　共同企業体が、２以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ　構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ　各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ　次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア）　目的

（イ）　名称

（ウ）　構成員の名称及び所在地

（エ）　代表者の名称

（オ）　代表者の権限

（カ）　構成員の出資の割合

（キ）　構成員の責任

（ク）　取引金融機関

（ケ）　業務途中における構成員の脱退に対する措置

（コ）　業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

（サ）　解散後の契約不適合責任

（シ）　その他必要な事項

３　契約担当部局

鳥取県教育センター

４　入札手続等

（１）　入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680－0941　鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター教育ＤＸ推進課

電話　0857－28－2387

電子メール　kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

（２）　競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680－8570　鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話　0857－26－7431

（３）　入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和８年４月７日（火）から同月30日（木）までの間にインターネットの鳥取県教育センターホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年４月７日（火）から同月30日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ。

（４）　郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（５）　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年５月19日（火）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（月）午後５時までとする。

イ　場所

〒680－0941　鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター　本館２階　第１研修室

５　入札参加者に要求される事項

（１）　入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第１回」、「入札書第２回」及び「入札書第３回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。

なお、第２回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札として無効とする。

（２）　本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を４の（１）の場所に令和８年４月30日（木）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（３）　入札参加者は、（２）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

６　入札保証金及び契約保証金

（１）　入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額に10,774を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の５以上の金額を指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県

会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第１項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（２）　契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に10,774を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

７　その他

（１）　契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（２）　入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（３）　契約書作成の要否

要

（４）　落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

（５）　手続における交渉の有無

無

（６）　その他

詳細は、入札説明書による。

８　Summary

（１）　Dispatch of experts to support information processing at prefectural school in West Region of Tottori Prefecture

（２）　2026－04－30 12:00 : Time－limit for submission of documents for qualification confirmation

（３）　2026－05－19 11:00 : Time－limit for submission of tenders

(2026－05－18 17:00 : Time－limit for submission of tenders by registered mail)

（４）　Contact point for the notice : Office of Tottori education center, ５－201 Koyamacho－Kita, Tottori－shi 680－0941 Japan

TEL : 0857－28－2387

正　　誤

令和８年２月３日付鳥取県公報第9761号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁　３

欄　借賃に相当する補償金の額（円）の欄

行　下から11から27まで

誤

8,409
105
21,186
246
12,990
150
6,543
87

正

2,046
27
5,154
60
3,162
39
1,593
21

令和８年３月13日付鳥取県公報第9772号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁　４

欄　借賃に相当する補償金の額（円）の欄

行　下から１から17まで

誤

8,409
105
21,186
246
12,990
150
6,543
87

正

2,046
27
5,154
60
3,162
39
1,593
21